

宇土市告示第 1 2 9 号

宇土市令和 8 年熊本地震災害対策義援金配分委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 3 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市令和 8 年熊本地震災害対策義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された令和 8 年熊本地震により被災した宇土市民に対し、市内外から寄せられた義援金の配分を公平かつ効果的に行うことを目的として、宇土市令和 8 年熊本地震災害対策義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第 2 条 委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 配分対象者に関する事。
- (2) 配分基準に関する事。
- (3) 配分時期に関する事。
- (4) 配分方法に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 福祉課長
- (3) 宇土市行政区長会の代表
- (4) 宇土市社会福祉協議会の代表
- (5) 宇土市民生委員・児童委員連絡協議会の代表

2 市長は、必要があると認めたときは、前項に掲げる者以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

- 2 委員長は健康福祉部長をもって充て、副委員長は福祉課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 委員長は、会議で協議し、又は決定した重要な事項について、市長に遅滞なく報告するものとする。

(書面決議)

第6条 前条の規定にかかわらず、会議に代えて、次の各号に掲げるいずれかの事由により書面決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で会議を開催する暇がない場合
- (2) 事前に会議において書面による決議の了承を受けている場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める場合

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部すまい再建支援室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月3日から施行する。